

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

伊予市は、道後平野の西南部の田園、瀬戸内の美しい海岸や秦皇山をはじめとする緑豊かな山々など多様な自然環境に恵まれています。

一方で、地球温暖化*の進行に伴うゲリラ豪雨や大型台風等の気候変動の影響が顕著となり、生物多様性*の損失など、世界規模で環境問題が深刻化しています。このような多様化する環境問題への対応が国内外で進み、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い一体となって、長期的な視点で市の未来のあるべき姿を考え、取り組んでいくことが求められます。

この豊かな自然や都市環境を次の世代へ引き継ぐために、本市では、令和3（2021）年3月に「第4次伊予市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、行政の事業活動から排出される温室効果ガス*の排出削減に取り組むとともに、令和4（2022）年3月に「ゼロカーボンシティ*宣言」を行い、2050年までに本市域からの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととしました。

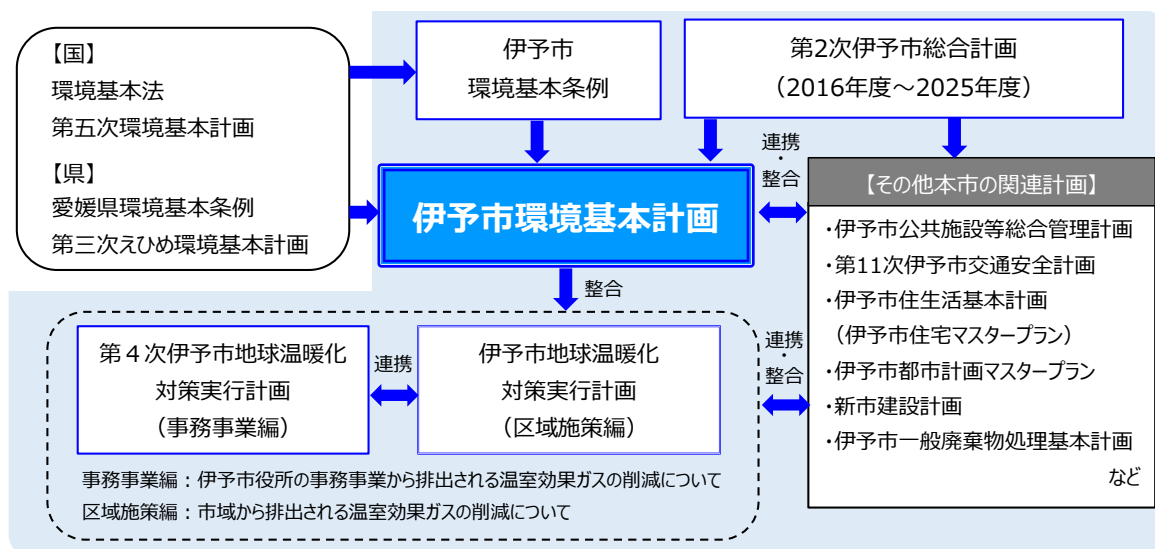
また、令和4（2022）年3月に「伊予市環境基本条例」を策定し、本市域の環境の保全及び創造について基本理念を定め、市民・事業者・行政の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に努めるとしました。

「伊予市環境基本計画」は、伊予市環境基本条例第9条に基づき、同条例で定める環境の保全等の理念の実現を図るため、基本的な施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「伊予市環境基本条例」に位置づけられた計画であり、本市の最上位計画である「第2次伊予市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国・県の環境基本計画等の内容を踏まえるとともに、本市の関連する各種計画との整合を図りつつ、本市が展開する事業や施策、市民・事業者等の環境に配慮した行動や活動に対して基本的な方向性を示す計画となります。



◆計画の位置付け





3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。
また、計画期間中は、社会状況や環境変化に応じて、適宜計画の見直しを検討します。

4 計画の対象

本計画の対象は、伊予市環境基本条例第8条の基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

◆計画の対象

対 象	主な環境要素	
【生活環境】 市民の健康の保護		大気、水、土壌、音、臭いなど
【都市・快適環境】 人と自然の豊かなふれあいの保持		景観、ふれあい活動、歴史・文化財など
【自然環境】 生態系*の多様性の確保		森林、水辺、農地、動物、植物、生態系など
【地球環境・廃棄物】 地球環境の保全・循環型社会*の構築		地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー*、資源循環、ごみの減量など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、伊予市域（以下「市域」という。）の市民や事業者、市（行政）とともに、旅行者その他の滞在者（市域に通勤・通学する人々や法人、その他の団体を含む。）とします。